令和６年あきる野市農業委員会　８月総会議事録

令和６年８月２６日（月）午後１時３０分、令和６年あきる野市農業委員会８月総会は、あきる野市役所本庁舎５階、５０３会議室において開催された。

出席した農業委員は次のとおりである。

甲野富和、堀江建夫、武田竜哉、平野久雄、本郷朝次、山﨑勇、橋本敦美、長濱一郎、山﨑健、佐藤裕美子、米倉孝臣、大福哲也、渡邊博朗

出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

田中利明、栗原剛、野﨑忠、小川金二、嶋崎三雄、小澤正幸

出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長　松村直人　・　事務局次長　岩田英明　・　事務局　金澤知行、森みな美

議事日程

第１号議案　農地法第３条の規定による許可申請の許可について

第２号議案　相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について

第３号議案　非農地証明の願い出について

第４号議案　農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について

開会　午後１時２７分

（事務局長）皆さま、こんにちは。定刻より少し早いのですが皆さまお揃いなので、これより令和６年あきる野市農業委員会**８月**総会を開催いたします。初めに甲野会長からご挨拶をお願いいたします。

（会長）皆さま、こんにちは。午後のお忙しいところ総会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。連日暑い日が続いておりますので、皆さま体調も大変かと思うのですが、また南の方に大きな台風が、この前の台風は大丈夫だったのですが、今度はどうなるか、日本列島を縦断するそうなので、皆さま対策をしていただいて、そんな最中の本当にお忙しい中、どうもありがとうございます。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

（事務局長）ありがとうございました。続きまして、諸報告並びに署名委員の指名をお願いいたします。

（会長）はい。諸報告、８月８日に開催された「令和６年度西多摩農業改良普及事業協議会通常総会」に事務局長と私の２名で出席しました。８月１９に開催された「一般社団法人東京都農業会議令和６年度臨時総会」に私が出席しました。諸報告は以上です。本日の署名委員は堀江委員と渡邊委員になります。よろしくお願いします。

（事務局長）はい。それでは議事に入る訳でございますが、議長につきましては、あきる野市農業委員会会議規則第４条の規定により、会長が議長となっておりますので、会長、よろしくお願いいたします。

（議長）本日の出席委員は、農業委員１３名、推進委員６名の合計１９名となります。農業委員過半数の出席がありますので、総会を開催いたします。なお、本日はご本人をお呼びしている案件が１件ございますので、先にそちらから審議いたします。それでは議事に入ります。第１号議案、収受５７について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。それでは、議案書１ページ目をご覧ください。第１号議案、農地法第３条の規定による許可申請の許可について。農地法第３条の規定による次の農地の権利移動についてはこれを相当と認め許可するものとする。令和６年８月２６日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

（第１号議案・収受５７　朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、収受５７について、担当の山﨑健委員、説明願います。

（山﨑健委員）はい。それでは収受５７について、説明いたします。２０日に事務局２名と私、野﨑委員の４名で現地を見てまいりました。地図については、７ページをお開きください。

（現地案内図　説明）

畑の方は草は定期的に刈ってあるようですが、部分的には背が高くなった草もありました。ここは周りは家がありまして、すぐ南側は川原になります。畑自体は一部野菜を作っているようですが、それ以外は特にここ何年か作ってなかったかな、という状態であります。畑自体は重機を入れれば特に広い畑でもありませんし、畑に戻るのではないかなと思っています。以上です。

（議長）ただいま、事務局と山﨑健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございます

か。

（大福委員）あとでご本人がいらっしゃるということなので、ご本人に伺おうとは思うのですが、ここの農地、私の家が近くにあるので場所は分かっているのですが、この北側にある●●●というお寺の入口の参道を通ってでないと行けない土地なんですね。そういう場所でして、ご本人が土地を買われるということで、こちらの土地まで入るのに、お寺の中を通って入るというところの認識がされているのか、その点は確認させていただこうかと思います。ちょっとこの辺の土地、他にも家があるのですが、本来であれば市の道路が通っていれば問題ないのですが、現状として、ちょっとこの辺はもう、お寺の参道を皆さん使うというのが普通になってしまっているので、できれば道路整備が今後、より進んでいけばいいなと期待しております。以上です。

（議長）参道は、この○○○－○の上に通っている道のことですか。

（大福委員）縦の部分はいいのですが、東西の道、●●●から橋の下の所までが、お寺なんですよ。

（議長）ああ、この横の道が参道になってるんですか。

（事務局）ここを通らないと畑に行けないんです。

（大福委員）それで、よく見ると左の方に細い道があるのですが、これが今、通れない●●●の手前まで続いているのですが、現実的に車が通れると言うか、人間が通るのもやっとなのですが、そちらが市の道路になります。現実的にはお寺の参道を通られるのが一番いいと思うのですが、その点はお寺さんの方に了解を取っていただいた上でのことになるのかなと思います。

（議長）他にご質問ございますか。お呼びしてよろしいでしょうか。それでは農地を譲り受ける、○○○さんに入っていただきます。

（○○氏　入室）

（○○氏）失礼いたします。

（議長）本日はお忙しいところありがとうございます。早速なのですが、自己紹介と今後の計画、抱負等お話いただければと思います。よろしくお願いいたします。

（○○氏）はい。よろしくお願いいたします。○○○と申します。市内の●●に在住で今年で８年目になります。それ以前は●●●市の方に住んでおりました。自然に恵まれた土地を探して８年前移住してまいりました。普段は●●市で会社を経営しております。大体２０名ぐらいのチームでいつも仕事をしていますが、この度、自宅から５分ほどの農地を見つけた次第で購入を検討させていただいております。と申しますのは、私、●●市にありますオーガニックカフェのオーナーと、２０年来のお付き合いがありまして、カフェに野菜をたくさん使ったメニューがあるのですが、そこで使う野菜の栽培、これをオーナーや店長、栽培チームとずっと探していた訳です。今まであちこちの農地をいろいろな協力者の方からたくさん提供していただいた訳ですけれども、そのうち、●●市で中心でやっている所が２，３年後に返却しなきゃいけないということで、探していた訳でございます。私と農家の関わりで言いますと、祖母が農家をやっておりました関係で、子供の時から土に親しんで、いろいろお手伝い等もやってまいりまして、学生時代等は農業のアルバイトなどで夏休み中を使ったりとか、そういった関わりになりますが、この農業を営む上で少しの関わりになりますが、そういった形でやってまいりました。今は家庭菜園等々のレベルではありますけど、若干栽培しております。この度、新しく農地を取得できましたら、今、休耕地になっている所を整備して、いろいろな作物などを栽培して、

市内の農業の振興に努めてまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。
（議長）ご本人の説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。
（大福委員）大福と申します。あの、私の実家がすぐ近くにありまして、同じ地域になりますので、ぜひまた、よろしくお願いいたします。
（○○氏）はい。よろしくお願いいたします。
（大福委員）あの、こちらの農地なのですが、すぐ入口の手前の所に●●●というお寺がありまして、そちらの参道を抜けてこちらの畑に入って行く形になるのですが、この辺のところについて、多分仲介されている不動産屋さんの方から少しお話があったかと思うのですが、今回土地を買われるということなので、このお寺さんを通ってこちらまで行くということは、まず、ご存知でしょうか。
（○○氏）はい。この度、お寺さんの私道を通らせていただくということで、その辺の権利関係について不動産屋さんの方から調整がありました。それでその結果、そちらの方は、お寺以外に近隣に何軒か住宅があるのですが、一部お布施という形でバランスを取っていつも利用されているということなので、その辺の問題はクリアしております。
（大福委員）分かりました。ありがとうございます。今回この所に水道も引かれるということでよろしいんですよね。
（○○氏）はい、そうです。あの、今、私設管のような形で近隣住民何軒かの方々が昔、共同で引かれたそうなんですね。ただ、水圧の関係で更に伸ばすのが難しかったそうなのですが、地元の水道業者さんにお願いして、市の方で新たにまた水圧の高い物に替えていただけることになったので、その辺もクリアいたしました。
（大福委員）はい。良かったです。ちょっとこちらの土地が現状で草が生えている形で、それほど手入れが行き届いていたものではないので、今回作業されるにあたって、少し、最初は草の対策が、草を退治してきれいな畑にするというところまで、少し時間がかかるのかなと思いますので、ちょっとその点を少し頭に入れておいていただいて、農作業していただければなと思います。よろしくお願いします。
（○○氏）ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
（議長）他にご質問ございますか。
（小川委員）小川と申します。よろしくお願いします。ご苦労さまです。
（○○氏）よろしくお願いいたします。
（小川委員）あの、草がいっぱい生えている所を畑にしてもらうというのはね、本当に有難いことなのですが、今、作業予定を見せていただいたのですが、こういう状態でうまくいけばいいなと思っているのですが、作業計画をもうちょっと詳しく教えてもらえますか。
（○○氏）はい。今、北半分の方は比較的、隣の方が畑をしているので土が軟らかいのですが、特に南半分が元々川原だったということで、少し石が多めになっております。そこを１回深く掘り起こして、砂利をどかさないといけないなと思っております。勿論重機を使うというやり方もありますし、またカフェの援農のボランティアの方も大勢いらっしゃいますので、その方々を動員して、ふるいにかけたりという作業を地道に続けていきたいと思っております。
（小川委員）頑張ってやってください。よろしくお願いします。

（〇〇氏）ありがとうございます。
（議長）他にご質問ございますか。
（山﨑勇委員）農業委員の山﨑と申します。よろしくお願いいたします。
（〇〇氏）よろしくお願いいたします。
（山﨑健委員）あの、先日現地を見させていただきました。この農地利用計画を見せていただいたのですが、大変いろいろな事を計画していて、大変素晴らしいなと思いますが、なにぶんこの畑は●●●㎡ほどの農地なので、この４つの事業予定ができるかどうか、どの程度のことを考えているのかというのが１つと、また今後、こういう計画を進めるに当たって農地をもっと広げる予定があるのかどうか、などをお聞きしたいのですが、よろしくお願いいたします。
（〇〇氏）はい。そうですね、やっぱり●●●㎡ということで、どこまで可能かというのはあるかと思いますが、優先的にはまずカフェで使用する野菜、まずこれを中心にやっていきたいと思います。その上で空いたスペースでなるべくハーブや薬草等の栽培、ペット用野菜の栽培ということを考えております。農地の拡大につきましては、この農地で得られたノウハウなどがある程度蓄積されれば、よりニーズがあれば拡大なども考えております。
（山﨑健委員）はい。分かりました。よろしくお願いします。
（〇〇氏）よろしくお願いいたします。
（議長）他にご質問ございますか。よろしいですか。それでは〇〇さん、本日はお忙しいところありがとうございました。ぜひ、きれいにお使いください。
（〇〇氏）ありがとうございました。失礼いたします。
（〇〇氏　退室）
（議長）他にご質問ございますか。これは、軽トラがやっと通るぐらいですか。参道から曲がって来る道は。
（野﨑委員）軽トラで入れるぐらい。畑まで。
（議長）そこを水道を掘るってことですよね。
（大福委員）あの、多分ずっと●●●から堀り直しだと思うんですよ。
（議長）あ、西側から？
（大福委員）本当だったら●●●●の下からいけるといいんですけど、多分公共的な土地がこの南にあるはずなので。川原の土手のあたりに。
（議長）これはいつ頃から草ボウボウになっちゃったんですかね。畑、誰かやっていたんですかね、以前は。
（大福委員）多分何十年か、ここは空いていると思います。
（議長）やればできる所なんですよね。
（大福委員）はい。
（山﨑健委員）現状的には真ん中辺りには車が入ったような跡があったので、普通に歩いて入れます。周りの方はちょっと背の高い草があるかなという感じですかね。ですから、定期的には刈っていたのかなと思います。
（議長）買って、やれるならね、いいんじゃないかと。南の方は硬い所もあると言っていたけど。
（野﨑委員）私も一緒に現地を確認したんですけど、土地としては砂混じりと言うか、砂利混じり

と言うか。

（議長）じゃあ、ほんとに川辺みたいな。

（野﨑委員）元の河川敷のほんとに、その延長線の土地なので、水はけはいいと思うんですけど。△△△－△の南側、この白抜きになっている部分は、ずっと私なんか子供の頃からここまで含めて河川敷みたいな感じで、特にクヌギとかコナラとか、もう林になっちゃってるんですね。河川敷の中でも。それで一段下がってこの川原があって、この●●●淵って、すごい深い淵が南側にある。そういう状況で、この●●●●の真下にえん堤があって、そこから左右に田んぼに水を取水している。そういう場所です。

（議長）まあ、大丈夫だということで、他にご質問ございますか。

（嶋崎委員）ちょっと１つ、いいですか。詳しい人に聞きたいんですけど、私のイメージだと秋川からかなり高い所にあるつもりでいたんですけど、この畑は水面からどれくらいあるのですか。

（大福委員）ええと、水面からはかなり高い位置です。

（嶋崎委員）高い、崖みたいになってないですか。

（大福委員）高い位置で、一番低いのは●●●●の真下辺りが、堤防が一番低いんですよ。今回の土地は少し上になりますので、多分そこまで低くはないと思います。

（嶋崎委員）結構高いような気がしたんだよ。

（大福委員）お寺の境内地ですので、もう６００年以上、そこの土地があると思うので、それなりの高さにはなっていると思います。

（野﨑委員）お寺の境内地の前に駐車場ってありますよね。駐車場も斜めになっていて、この道も実際には下っている。川から見ると高台にはなっています。

（嶋崎委員）ありがとうございました。

（議長）他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受５７について、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受５３について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。議案書１ページ目をご覧ください。

（第１号議案・収受５３　朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、収受５３について、担当の山﨑勇委員、説明願います。

（山﨑勇委員）はい。それでは収受５３について、ご報告をいたします。２０日に栗原委員と事務局２名と私の４名で調査を行なっております。地図については、６ページをお開きください。

（現地案内図　説明）

現地の右に住宅がありますが、これが譲受人の○○さんのご自宅になります。現状の方ですが、こちら斜面になっておりまして、斜面の畑にサトイモ、エダマメ、ミニトマトなどが作付けされております。これは譲受人の○○さんが耕作をしているものであります。○○さんは議案にもありますように、借入地を含めて、坪で言うと●●●坪ぐらいの畑を耕作しています。その

ほとんどは、この地図、これは●●の中心地になるのですが、少し高い位置に●●はあるのですが、借りている畑含めて、こちらにほとんど位置して、そこに点在している畑を耕作しているというものであります。今回の案件ですが、●●地区の方が持っていまして、高齢で作業が困難ということがあって、○○さんに購入依頼をしたということで、○○さんはそれを受けたということになります。以上、よろしくご審議のほど、お願いいたします。

（議長）はい。ただいま、事務局と山﨑勇委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

（嶋崎委員）この譲受人の○○さんは、借入地、●,●●●㎡、結構大きいですよね。ここで全部作っているんですか。いろいろ。

（山﨑勇委員）聞いている話によると、みんな●●地区で借りているので、知っている方から全部借りていると思うのですが、斜面の方に柿だとか、ブルーベリー、こんなような物があるのですが、あとそのほとんど、タマネギとジャガイモを作っていると。ただね、自家消費はしているんですけど、こっちはサルとイノシシ、この非常に厳しい地域なのでね、結構やられるのを繰り返しているようなものなんですけど、これだけを近隣から借り受けて、知っている人から借りているから、そういう意味で、草刈りとかこまめにやっているものだということで、そのことは直接は聞いていないんですけど、そんな感じだと思うんですよね。

（嶋崎委員）ただ自家消費だけだと、結構なもんだよね。この辺のところをちょっと聞きたかったんですよ。

（事務局）ただ、ご本人は自家消費のみとおっしゃっていて、出荷とかできるような物もできてないと言っていました。

（山﨑勇委員）あと、多分、○○さん、親戚筋も多いみたいなので、そっちの方に結構配っていると思うんだよね。

（栗原委員）この●●地区がものすごい急斜面なんですよ。なので、正直作れる物はかなり限られちゃうと思います。ほんとに、耕運機やったら上からゴロゴロ落っこちるレベルぐらいの急斜面。それこそだから、檜原のジャガイモとか、ああいうイメージで思ってもらえれば、そんな感じの場所なので。

（田中委員）だから前回、●●の土地がありましたよね。あんなの、平らですよ。あそこよりも急ですよ。●●を車で上ってみれば分かると思います。

（山﨑勇委員）確かに面積は多いよ。●●●坪やるんじゃ大変ですよ。

（嶋崎委員）大変ですよ。これだけの草退治。まあ、頑張って草刈りやるようにお願いします。

（山﨑勇委員）そう、そう、そう。畑として残してくれればいいかなと思いますね。

（嶋崎委員）きれいになるから、それだけでもいいですよね。ありがとうございました。

（議長）他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、収受５３について、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、収受６０について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。議案書２ページ目をご覧ください。

（第１号議案・収受６０　朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、収受６０について、担当の山﨑健委員、説明願います。

（山﨑健委員）はい。それでは収受６０について、ご説明いたします。やはり２０日に私と野﨑委員と事務局２名で現地を見てまいりました。地図については、８ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

全部で４筆です。まず〇〇〇－〇という細長い土地ですが、ここはご自宅の前の土地で、今は植木が植わっています。ちょっと道路からは少し高い位置になります。植木はきれいに管理されているので、植木をこげば、畑になるかなと思います。△△△－△、□□□－□、◇◇◇－◇、これは一体になって使われておりまして、△△△－△の場所には車が駐められる部分がありまして、その他はサトイモ、ナガネギが少々とサツマイモが植わっていました。一部夏野菜の採り終わった物が少し草になっていましたが、それ以外はきれいに耕作されているようでした。ですから、そちらの部分に関してはすぐにでも新しく作付けできるかなと思っております。この３枚もやはり道から少し段差がある所です。以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

（議長）ただいま、事務局と山﨑健委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

（大福委員）譲受人の〇〇さんなんですけど、譲渡人の△さんとは親族という訳ではないんですよね。

（事務局）はい。親族とか、そういう関係ではないです。△さんが畑を手放したいということで、ちょっとご相談を受けたみたいです。

（大福委員）今の説明の中で、〇〇〇－〇はご自宅の目の前の細い庭のような形に近いと思うのですが、ここも含めて今回譲り渡すということ？

（事務局）はい。そうですね。多分自宅も含めて買われるような形です。

（大福委員）はい。分かりました。

（議長）他にご質問ございますか。

（平野委員）では、この譲受人の〇〇さんは住所は●●になっているんですけど、畑はどの辺にあるのですか。

（事務局）今、議案書に書いてある畑なんですけど、全て●●県の●●市にあるそうです。月の半分は●●市にお住まいになって、その内の残り半分はあきる野市で生活されているようで、２ヶ所でやっていくというご説明をいただきました。

（山﨑勇委員）あきる野にはひとつもない？今回が初めて？

（事務局）今回が初めてになります。

（堀江職務代理）この方は●●●●だけど、農業もやられていて、農業での収入もあるのですか。

（事務局）はい。向こうで出荷とかは、されているようです。

（堀江職務代理）では、野菜全般？

（事務局）主にお米ですね。

（堀江職務代理）面積的に、●ヘクタール以上あるってことだもんね。なるほど。
（事務局）先ほどもお電話で、今日もお米の収穫があるとおっしゃっていました。
（山﨑勇委員）縁もゆかりもないってことだよね。この方、売る方と。
（事務局）そうですね。
（小川委員）それで、この農地は耕作はできる状態なんですか。
（事務局）はい。実際今、作物も植わっている状況ですので、○○さんが購入次第、すぐに作付けもできる状態になっています。
（小川委員）要するに、１週間に１回ぐらい来れるとか、他の人が手伝いに来てるとか・・・
（事務局）一応、月の半分はあきる野にいらっしゃるようなので、その間に耕作されるのではないかと思います。
（小川委員）耕作ができるということだったら、認めるべきだと思うんですよ。許可してあげた方がいいのかなって思う。その場合、やってるかどうかの見回りも我々した方がいいかなって。
（議長）やりたい人がやってくれるのが一番いいんですけど、その辺がもうその人を信用するしかない。
（山﨑勇委員）どうしてもこういう問題になっちゃうけど、入口要件が揃っていればこのまま通すしかないということだから。
（議長）この、●●市の方の耕作証明や何かは出ているのですか。
（事務局）はい。出ています。
（小川委員）これはＯＫにしましょうよ。
（堀江職務代理）これは信用するしかないですよね。
（議長）他にご質問ございますか。
（栗原委員）１つだけいいですか。●●市の方の農地は相続で受けた物ですか。それとも向こうで買ったんですか。
（事務局）向こうで買ってるという話をしていました。
（栗原委員）買っているの？
（事務局）買ったり借りたり・・・
（栗原委員）と言うことは、向こうの農業委員会も通っているよね。
（事務局）はい。通っています。
（議長）通ってて、耕作証明書もいただいているんです。
（栗原委員）はい、分かりました。
（議長）そこまで揃えてあると、本人を信用して・・・それしかない。いつもそうですけど。他はいいでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは、ないようですので、収受６０について、農地法第３条の規定による許可申請の許可については、これを相当と認め、許可することにご異議ございませんか。
（全委員）異議なし。
（議長）異議がないようですので、許可することに決定いたします。続きまして、第２号議案、番号１について、事務局、説明願います。
（事務局次長）はい。それでは、議案書３ページ目をご覧ください。第２号議案、相続税の納税猶

予に係る農地等の引き続き農業経営を行っている旨の証明について。次の申出について、相続税の納税猶予に係る農地等の引き続き農業経営を行っていることを証明する。令和６年８月２６日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

（第２号議案・番号１　朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号１について、担当の嶋崎委員、説明願います。

（嶋崎委員）はい。それでは説明いたします。８月２０日に事務局と本郷委員と現地確認をしてまいりました。地図は９ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

こちらの土地は半分ぐらいが市街化区域で半分が調整区域という、面白い場所でございまして、この上の方に私の畑がありまして、１年中ここは監視をさせていただいています。一時的にはかなり草が生えるんですけど、作物はほとんどが栗を植えてあって、栗も大分古くはなっているんですけど、今年の春先も時間をかけて剪定しながら、新しい枝が出ていましたので、一応栗の管理はしているとみていいと思います。多少栗も落ちるので、拾っているようですが、草刈って拾えば自分で食べる分ぐらいは調達できるかなと。また畑もきれいになるので、年齢も大分●●歳ということで、私の近所なんですけど、大変でしょうけども、管理はしている状況でございますので、ひとつ、よろしくお願いいたします。

（議長）はい。ただいま、事務局と嶋崎委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、○○○○さんは、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに、ご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、引き続き農業経営を行っている旨を証明することに決定いたします。続きまして、第３号議案、番号１について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。それでは、議案書４ページ目をご覧ください。第３号議案、非農地証明の願い出について。次の申出について、農地法第２条第１項に規定する農地にあたらない土地に該当するので、「農地法の運用について」（平成２１年１２月１１日２１経営第４５３０号・２１農振第１５９８号）第４（２）の規定に基づき農地にあたらないことを証明する。令和６年８月２６日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。

（第３号議案・番号１　朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号１について、担当の栗原委員、説明願います。

（栗原委員）はい。２０日に山﨑勇委員と事務局２名と共に現地を確認してまいりました。地図は１０ページをご覧ください。

（現地案内図　説明）

現地は端の方に栗の木が１本植わっておりまして、それ以外の所はポツポツと草は生えているのですが、全体的にはきれいになっています。おそらく長期間効く粒剤の除草剤を蒔いてあるんじゃないかなと推測します。地図で見ると割と大きい土地に見えますが、実際現場を見ると

●●㎡も本当にあるのかというぐらいの場所です。また道路からも段で下がっておりまして、道路からアプローチするのも、人間が１人で行くには大丈夫ですが、例えば機械とかを下ろしたりするのは結構大変かなと思います。畑の右側、細く横に川が流れています。川に向かっても一直線に下に落ちるというイメージになっていますので、今回は農地じゃないという証明なので、いかに農地性がないかという話をすればいいと思うのですが、今、お話したように、非常に使いづらい、原野と言えば原野なのかなというような場所でございました。以上です。よろしくお願いします。

（議長）ただいま、事務局と栗原委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

（小川委員）あの、事務局に質問なんですけど、非農地にするメリットというのは何かあるんですか。なんでこの方は非農地証明したいのかというのが、素朴な疑問であるんだけど。

（事務局）ここの土地を買いたいとおっしゃっている方がいらっしゃいまして、その時にあまりにも農地性がなかったもので、地目を変えることができれば売却とかもできるようになるので、今回こういった非農地判断を出させていただいた次第です。

（小川委員）今、不耕地だって買えるようになったから、前は買えなかったんだけど、だから、何かメリットがあるのかなって、そういう面で。

（事務局）買いたいとおっしゃっていた方が、所有権移転ができればいいと言っていたところだったので、多分、３条で畑を所有権移転すると、畑としてずっと管理しないといけないというのがあるので、今回現況の課税とかも原野だったので、こういったものにしています。

（議長）じゃあ、非農地証明についての説明を、多分珍しいケースなので、簡単に説明をお願いします。

（事務局）はい。おそらくこの議案は７年ほど前にあった以来なのですが、非農地証明というのがその土地が長い間農地性のなかった所、耕作されないことにより山林化、原野化して、開墾しても農地への回復の可能性がない土地で、かつ農振農用地ではない所を、農業委員会の方で畑ではないと証明をすると、地目を変えられるというものです。今回は売却をしたい、手放したいというのが理由だったのですが、こういう農地性のない所については、農業委員会の方で畑ではないという判断をすることで、実際の畑の状態と、地目は畑なんだけど畑ではない、荒れていて農地としての使用は不可能というような所を、どんどん区別をしていこうという流れがありまして、それで今回こういった物を出させていただいています。

（議長）じゃあ、農振農用地以外はできるってこと？

（事務局）はい。

（野﨑委員）地目は畑のままですよね。それで所有権移転ができる？

（事務局）いや、地目は変えます。変えてからじゃないと・・・

（野﨑委員）原野に変えてから？

（事務局）原野に変えてからですね。

（野﨑委員）だから、原野にして、所有権移転をする。

（事務局）そうですね。地目は必ず変えてからになります。

（議長）認める方向なんですよね？畑のまんまにしといて、と言う訳には・・・

（栗原委員）現状本当に畑とは言えない。

（議長）だから、それはもう説明の通り、これはもう無理だという説明を伺ったので。
（栗原委員）場所自体も傾斜地ですし、家庭菜園でちょろちょろっと作るぐらいはできるかも知れないですけど・・・
（山﨑勇委員）まあ、無理ですね。一緒に行ったけどね、柿の木１本植えられるかなっていう程度。あと、とにかく沢があるので、下の方が崖なんだよね。ほんとに小さな土地だから。
（栗原委員）●●㎡もないですよね。
（山﨑勇委員）逆に何に使えるのか。
（田中委員）現況原野で、課税は原野の課税になっている？畑の課税じゃないという？
（山﨑勇委員）畑の課税じゃない。原野ですよ。現況原野で・・・
（事務局）課税も原野です。
（議長）他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。
それでは、ないようですので、番号１の農地法第２条第１項に規定する農地にあたらない土地に該当するので、「農地法の運用について」の規定に基づき農地にあたらない旨を証明することに、ご異議ございませんか。
（全委員）異議なし。
（議長）異議がないようですので、証明することに決定いたします。続きまして、第４号議案、番号１,番号２については関連案件となりますので、一括で審議いたします。まずは事務局、説明願います。
（事務局次長）はい。それでは、議案書５ページ目をご覧ください。第４号議案、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について。農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画については、次のとおり承認する。令和６年８月２６日提出。あきる野市農業委員会、会長、甲野富和。
（第４号議案・番号１　朗読）
（第４号議案・番号２　朗読）
以上でございます。
（議長）続きまして、番号１,番号２について、担当の堀江委員、説明願います。
（堀江委員）はい。８月２０日に事務局２名と私の３名で現地確認に行ってまいりました。地図はまず１１ページをご覧ください。
（現地案内図　説明）
５筆が●●●の中にまとまってあります。この畑なのですが、昨年亡くなった□□□□さんがずっと使っておりまして、□□○○さんは甥っ子になりまして、□□△△さんは妹さんになります。**畑①**、**畑②**、**畑③**、**畑④**はみんな２間のハウスが建っておりまして、ここでトウモロコシと葉物野菜のコマツナを交互に作っていたそうです。□□□□さんが体調を崩した時に、○○くんが収穫の手伝いとかしながら、そのまま引き継いで使ってほしいということで、新規にはなっているんですが、そのままずっと使用していたようです。今年の春から、○○くんは山﨑健さんのところを卒業してからは結構面積的にも増やしまして、新規に申請したいということで今回上がっていると思われます。ほぼ全てトウモロコシを作った後で、**畑①**と**畑③**は、もう

ホウレンソウやニンジン等の種が蒔いてありました。続いて**畑⑥**と**畑⑦**は１２ページをお開きください。

（現地案内図　説明）

こちらはきれいに耕運機、トラクターをかけて、いつでも使えるようにはなっていました。今、かなりの面積を借りていますが、見たところ、どの畑もきれいに管理されていて、終わった畑はすぐにきれいに耕耘してあるし、若いだけでなくやる気も相当あるようで、夜も電気を付けて３時ぐらいから収穫を始めて、寝る間も惜しんで収穫しているようなところもあるみたいですので、まだ何年かはこのままの勢いでいけそうなので、契約期間が１０年というのも、ハウスが建っている場所でもあるので、これだけの長い契約でいけるような感じはあります。皆さま、ご審議のほど、よろしくお願いします。

（議長）ただいま、事務局と堀江委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

（小川委員）借入地の面積は、今回２件とも新規だけど、これは数字に入ってるの？

（事務局）入ってないです。これからプラスされます。

（小川委員）これからプラスされるのね？

（議長）今回の新規の●,●●●㎡はプラスです。

（栗原委員）逆に、□□○○さんの方には、これが入ってるんですか。

（事務局）入っています。

（栗原委員）じゃあ、結構減っちゃうね。

（堀江職務代理）自宅周りに、まだちょっと残っていますよね。

（事務局）はい。そうですね。

（議長）他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号１,番号２の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、番号３について、事務局、説明願います。

（事務局次長）はい。議案書５ページ目をご覧ください。

（第４号議案・番号３　朗読）

以上でございます。

（議長）続きまして、番号３について、担当の野﨑委員、説明願います。

（野﨑委員）はい。それでは番号３について、報告をさせていただきます。地図は１３ページをお開きください。先ほど第１号議案で山﨑健委員から現地調査の報告がありましたが、その現地調査に引き続きまして、こちらの現地調査を行いました。

（現地案内図　説明）

○○○－○の現況は最近まで膝丈ぐらいの草に覆われていましたが、調査時点では草刈りが全面的にされて、枯れた草に畑が埋もれていました。次に△△△ですが、○○○－○から北に直線距離で２００メートルぐらいの所にあります。こちらの方は全面的に膝丈ぐらいの草に

覆われていました。畑全体が覆われています。両方の畑とも草を処理してから耕耘すれば、何とか秋・冬野菜の作付けができるのではないかと、そんなような状況でした。報告は以上です。ご審議よろしくお願いします。

（議長）ただいま、事務局と野﨑委員から説明をしていただきましたが、何かご質問ございますか。

（大福委員）○○さんなのですが、今、●,●●●㎡借りていて、今回のを足してまだ●,●●●㎡弱ですが、今後まだ借りる予定でしょうか。

（事務局）一応借りる予定の所はあと１つ・・・

（大福委員）目途が立っている？

（事務局）目途が立っている所はあります。

（大福委員）●,●●●㎡超えたところで、認定か何かを？新規就農か何かを？

（事務局）特に面積で認定をする、しないということではないのですが、一応９月１１日に担い手協議会という認定新規就農者を決める会議があるのですが、そこで認められれば認定新規就農者になれるというような形ではあります。

（大福委員）現状では、面積はあまり関係ないのでしょうか。

（事務局）そうですね。

（大福委員）はい。分かりました。

（議長）他にご質問ございますか。

（嶋崎委員）これは五日市に関係している？まだ？

（大福委員）五日市ファーマーズセンターの会員としては、名前は聞いていますけど、まだ認定は取れていないということで、まだです。

（嶋崎委員）ああ、そうですか。分かりました。

（議長）他にご質問ございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようですので、番号３の農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条の１の規定に基づく、農用地利用集積等促進計画の審査について、承認することにご異議ございませんか。

（全委員）異議なし。

（議長）異議がないようですので、承認することにいたします。続きまして、報告事項に移ります。専決の報告について、事務局より報告願います。

（事務局）はい。それでは、お手元の令和６年あきる野市農業委員会８月総会専決処理報告書をご覧ください。では読み上げます。

専決報告朗読。

以上でございます。

（議長）はい。以上で本総会に提出されました議案と報告については、滞りなく終了いたしました。なお、次回の総会ですが、９月２６日、木曜日、午後１時３０分より、あきる野市役所本庁舎５階、５０３会議室で行う予定です。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、農業委員会総会を閉会させていただきます。

閉会　午後２時４６分